

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務 規程(昭和46年条例第51 号)第70条第2項	原状変更の承認	中央卸売市場業務課

- 1 審査基準は、次のとおりとする。  
市場施設への建築、造作若しくは模様替え又は市場施設の原状の変更が市場施設の維持管理上支障がないと認められるものである場合は、承認する。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。